

7. 避難生活

■ 避難生活をする所

「避難所」は、安全性が確認された後、救護・救援・情報の拠点となり自宅が被害にあった人たちが一定の期間避難し、生活を送る施設です。



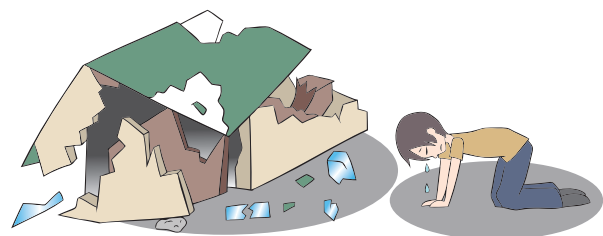
避難所になっていても、津波の被害がある場合には利用できない所もあります。

■ 避難所利用の約束事

避難所を利用する状況とは

避難所は、災害により自宅での生活が困難になった場合に利用する所です。以下のような状況になったら、最寄りの避難所を利用してください。

- ・自宅が被害を受けて、生活ができなくなった
- ・自宅が被害を受ける危険がある
- ・余震で自宅が倒壊の恐れがある
- ・居住地域が災害で孤立し、集団で避難をした



避難所で気持ちよく生活するためのルール

- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、病人、子供など援助を必要とする人には心づかいを
- ・集団生活となりますので、住民自治により、ルール作りや役割を決定します
- ・町内会や自主防災組織、隣近所など日ごろからのつながりを大切に
- ・よりよい生活環境となるようにみんなで協力・助け合い



避難所は快適に過ごせる場所ではありません



写真：人と防災未来センター（神戸市）提供

避難所には、自宅のように部屋があるわけではなく、プライベートのない空間で他の被災者とともに長期間過ごすことが予想されます。食糧備蓄にも限りがあり、避難生活が長引けば長引くほど、過酷な状況に陥る恐れがあります。

避難所ではなく、できるだけ自宅で生活が行えるよう事前に自宅の耐震補強、家具の固定、家庭内備蓄を行い、来るべき災害に備えておきましょう。

【徳島市の避難所開設の順位について】

通常徳島市では、台風・土砂災害などの災害時に、以下の順番で避難所を開設しています。ただし、大規模な地震が発生した場合はこの限りではなく、施設の安全性などが確認された後に、避難所として開設します。

1. コミュニティセンター → 2. 市立の小中高等学校 → 3. その他の市有施設 → 4. その他の公共施設 → 5. 民間施設

■ 備蓄状況

自宅が被害を受け、自宅での生活が困難になった人たちが利用する避難所のうち、地域の避難拠点となる市立の小中高等学校・コミュニティセンターには、基本的な避難所として迅速な初動態勢が取れるよう、各施設に食糧と応急物資を備蓄しています。

市立の小中高等学校	災害対策連絡所 (コミュニティセンター等)
<p>食糧備蓄 (保存期間 5 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保存水 (500 ミリリットル) ■ アルファ化米 (わかめ・五目) ■ 備蓄用パン <p>注) アルファ化米のわかめごはんは、アレルギー対応食品です。</p>	
<p>避難所運営に必要な物品を備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ブルーシート ■ パック毛布 ■ 飲料用ポリタンク (20 リットル) ■ 携帯用安全缶 ■ カセットコンロ (ボンベ有) ■ 発電機 ■ コードリール ■ 投光器 ■ サークルライト ■ 投光器・サークルライト用三脚スタンド ■ 災害用簡易トイレ ■ 災害用簡易トイレ専用ビニール袋 (凝固剤有) ■ ガソリン缶 ■ 水中ポンプ ■ トランジスタメガホン ■ トランシーバー ■ アルミマット ■ 手動式灯油ポンプ 	<p>災害情報の収受に必要な物品を備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ コードリール ■ ガソリン缶 ■ 発電機 ■ サークルライト ■ 投光器・サークルライト用三脚スタンド ■ 携帯用安全缶 ■ ダイナモーターライト (手回し式) ■ ダイナモーターラジオ (手回し式) ■ 手動式灯油ポンプ ■ パック毛布

【その他の取組み】

徳島市では上記備蓄に加え、災害時にお米、パン、日用品の提供を受けられるよう、スーパーや流通業者との間で協定を締結していますが、災害規模が大きければ物資供給が遅れることも予想されます。また、避難所に備蓄している上記の食糧にも限りがあります。

ご自身のペースで構いません。自宅に一週間分以上の備蓄食糧を用意し、ローリングストック (76 ページ参照) を行うようにしましょう。備蓄食糧を普段の生活の中に取り入れることで自然に備蓄できるということを知っていただければ、無理なく備えることができます。

徳島市では、平成 26 年 4 月 1 日の災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本市の避難所指定基準を見直します。市民の皆様には、基準を満たす避難所を改めて「指定避難所」としてお知らせいたします。